

議案第 9 1 号

小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

[制定理由]

市が災害による被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するに当たり、復旧費用の一部をその所有者等から分担金として徴収するため制定する。

[内 容]

1 分担金の徴収（第 2 条関係）

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受けて行う災害復旧事業等に要する経費に充てるため、その実施に係る申請を行った農地又は農業用施設の所有者等から分担金を徴収することとする。

2 分担金の額（第 3 条及び別表関係）

分担金の額は、次のとおりとすることとする。

事 業	分担金の額
法適用事業であって復旧費用の額が 1,000 万円を超えるもの	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 1 復旧費用の額×5/100+60 万円 2 復旧費用の額－当該事業に係る補助金の額
法適用事業であって復旧費用の額が 1,000 万円以下のもの	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 1 復旧費用の額×10/100+10 万円 2 復旧費用の額－当該事業に係る補助金の額
法適用事業に付随して行う災害復旧事業	復旧費用の額×10/100

3 分担金の納期限（第 4 条関係）

分担金の納入通知書に指定すべき納期限は、その通知の日から起算して 30 日を経過した日とすることとする。

4 延滞金（第 5 条関係）

分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の定めるところにより延滞金を徴収することとする。

5 分担金の減免（第 6 条関係）

市長は、天災その他特別の事情がある場合は、分担金を減額し、又は免除する

ことができることとする。

[適用]

公布の日